

平成 17 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 : 株式会社りそなホールディングス
コード番号 : 8308 (東証・大証 各市場第 1 部)

株式併合等に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(代表執行役社長 川田 憲治)は、本日開催の当社取締役会において、平成 17 年 6 月 28 日に開催予定の第 4 期定時株主総会に株式併合並びに 1 単元の株式数の定め
の廃止及び端株制度の採用を含む定款変更(以下「株式併合等」)について付議することを決議いたしま
したので、お知らせいたします。

記

I. 株式併合について

(1) 実施の理由

- ・ 過剰な発行済株式総数の適正化を図るために行うものであります。
- ・ また、1 単元の株式数の定め
の廃止と併せ、1 投資単位の額を変更せずに 1 株=1 投資単位へと移行することで、株主・投資家の皆様にとってわかりやすい株式とするために行うものであります。

(2) 内容

- ・ 発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、1,000 株を 1 株に併合いたします。

II. 1 単元の株式数の定め の廃止及び端株制度の採用について

(1) 実施の理由

- ・ 1 単元の株式数の定めを廃止することから、端株制度を採用するものであります。

(2) 内容

- ① 1 単元の株式数の定め(1 単元=1,000 株)を廃止いたします。
- ② 新たに端株制度(1 株に対する端株の割合は 1,000 分の 1)を採用いたします。
従って、株式併合の効力発生前の単元未満株式は、一律に端株となり、本件により端株に満た
ない端数は生じません。

(ご参考)

- ※ 現在の普通株式と各種の優先株式の権利関係を実質的に維持するため、各種の優先株式の優先
配当金額、残余財産分配額を全て 1,000 倍とし、転換の条件等についても所要の変更を加えるこ
とといたします。
- ※ 株式併合等以後の発行済株式総数は、平成 17 年 3 月 31 日現在を基準にして計算すると、次の
通りになります。

(単位:株)

種別		株式併合等以前	株式併合等以後
単元株式 (新「株式」)	普通株式	11,350,550,000	11,350,550
	甲種第一回優先株式	5,970,000	5,970
	乙種第一回優先株式	680,000,000	680,000
	丙種第一回優先株式	120,000,000	120,000
	丁種第一回優先株式	146,000	146
	戊種第一回優先株式	240,000,000	240,000
	己種第一回優先株式	80,000,000	80,000
	第1種第一回優先株式	2,750,000,000	2,750,000
	第2種第一回優先株式	2,817,807,000	2,817,807
第3種第一回優先株式	2,750,000,000	2,750,000	
単元未満株式 (新「端株」)	普通株式	24,560,143	24,560.143
	第2種第一回優先株式	861	0.861

Ⅲ. 株式併合等の日程(予定)

日程	内容
平成17年 5月25日 (水)	当社取締役会 (株式併合等に関する議案を定時株主総会へ付議する決定)
6月28日 (火)	第4期定時株主総会(株式併合等に関する決議)
6月29日 (水)	株券提出取扱開始日、株式併合に伴う株券提出公告、 1単元の株式数の定め廃止に関する公告
7月27日 (水)	当社株式売買停止措置(～8月1日)
8月1日 (月)	株券提出取扱最終日
8月2日 (火)	株式併合効力発生日、1単元の株式数の定め廃止効力発生日
9月21日 (水)	新株券の交付開始日

- (注1) 株券の提出をいただいた株主の皆様には、平成17年9月21日以降新株券をご送付する予定ですが、新株券が無ければ売買取引ができませんので、お早めに株券をご送付いただくか、株券保管振替制度をご利用ください。なお、既に株券保管振替制度をご利用の場合は、一切の手続きは不要であります。
- (注2) 当社株券は、平成17年7月27日から平成17年8月1日まで売買取引が停止されますのでご注意ください。
- (注3) 上記変更に伴い、平成17年8月2日付をもって、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所における投資単位も1,000株から1株に変更となります。

Ⅳ. その他

本件は、平成17年6月28日開催予定の当社定時株主総会において株式併合等に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上